

平成 21 年 12 月 4 日

受益者の皆様へ

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

「JFザ・ジャパン」投資信託約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より弊社の投資信託に格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では「JFザ・ジャパン」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、下記のとおり、投資信託約款の変更を実施させていただく予定ですのでお知らせいたします。

なお、このお知らせは、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 109 号）による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「旧投信法」といいます。）第 30 条の規定に基づき、法定手続の一環として、対象となる受益者の皆様にお送りさせていただくものですのでご了承ください。

敬具

<記>

1. 予定している投資信託約款の変更内容および変更理由

- A) 運用の多様性ならびに収益機会の拡大をはかるため、投資信託証券への投資制限を変更し、純資産総額の 5% を超えて上場投資信託証券（REIT、ETF）に投資することを可能とします。
- B) 運用の共有化・効率化を可能とするため、また、同一の運用手法で運用を行うファンドの多様化をはかるため、当ファンドと実質的に同一の運用の基本方針^{*1}を有するマザーファンドを新規に設定し、当ファンドの主要投資対象を当該マザーファンドとします。（ファミリーファンド方式^{*2}）当該変更後（予定）は、当ファンドは直接的にはマザーファンドに投資する形になります。当該変更により受益者が負担する費用が増えるものではありません。
- C) マザーファンドと当ファンドの運営方法を同一とすることを目的とし、当ファンドを信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 109 号）による改正前の信託法（大正 11 年法律第 62 号）の適用を受けるものから信託法（平成 18 年法律第 108 号）の適用を受けるものへと変更します。これにより、当該約款変更の成立後は、重大な約款変更の手続きが書面決議となる他、ファンドの併合が可能となるなど当ファンドの運営方法が変更になります。
- D) 投資対象を明確にするため、新たに「投資の対象とする資産の種類」の条項を新設します。また、マザーファンドと当ファンドにおける投資対象の記載を同一とすることを目的とし、有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）（以下「金商法」といいます。）第 28 条第 8 項第 6 号に規定するものをいいます。以下同じ。）および有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引（金商法第 2 条第 20 項に定めるものをいいます。）にかかる権利（以下「デリバティブ取引」といいます。）に投資ができるよう、デリバティブ取引への投資範囲を拡大するとともに、金銭債権および金商法第 2 条第 2 項各号に規定する有価証券に投資ができるようにします。当該変更により当ファンドにおける運用方針、運用方法および主な投資対象が変更となるものではありません。
- E) 外貨建資産に投資する場合における為替ヘッジの有無を明確にするため、当ファンドにおいて外貨建資産に投資を行った場合に、為替ヘッジを行わない旨を信託約款に記載します。
- F) 信用取引にかかる指図範囲を拡大するため、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れることの指図をすることができるようにします。

* 1 投資対象とする資産の種類、運用方針、運用方法、投資対象とする資産についての保有額もしくは保有割合に係る制限または取得できる範囲に係る制限その他の運用上の制限が実質的に同じであることをいいます。（マザーファンドにおける収益分配方針および当該マザーファンドへの投資に係る方針は除きます。）

* 2 投資家から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドがその資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。

なお、当該重大な約款変更以外に、あわせて信託約款の規定の整備を行う約款変更を行います。詳しい変更内容につきましては、別添の「変更の対象となる投資信託約款の変更内容」をご参照ください。

当該変更後も運用に尽力いたしますので、当該変更は何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2. 手続きおよび日程

受益者への新聞公告日	: 平成 21 年 12 月 4 日
異議申立期間	: 平成 21 年 12 月 4 日から平成 22 年 1 月 4 日まで
約款変更の有無の決定日	: 平成 22 年 1 月 5 日
投資信託約款効力発生日	: 平成 22 年 1 月 29 日 (予定)

上記の時点の受益者は、上記の異議申立期間中に、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）に対し、旧投信法第30条の規定に基づき、この投資信託約款変更に関する異議を述べることができます。異議申立てを行う方法につきましては、後記「3. 異議お申立ての方法について」をご覧くださいませよう願いたします。

なお、前記1A)からF)までのすべての投資信託約款変更に関する異議のない場合、何のお手続きも必要ございません。

前記1A)からF)までの各々において、異議申立てを行った受益者の受益権の合計口数が、平成21年12月4日現在の受益権の総口数の2分の1を超えないときは、平成22年1月29日を変更適用日とした投資信託約款の変更をA)からF)までの各々において行います。なお、A)からF)までの各々において異議申立てを行った受益者の受益権の合計口数が、平成21年12月4日現在の受益権の総口数の2分の1を超えた場合には、2分の1を超えた内容についての投資信託約款の変更は行いません。

上記の異議申立てにより各約款変更のうち、1つでも行わないこととなった場合、その行わない約款変更についてのみを異議申立期間終了後、日本経済新聞に公告するとともに、速やかに受益者の皆様に通知いたします。

なお、平成21年12月4日以降の取得申込分については、上記の異議申立ての権利はございませんのでご了承ください。

3. 異議お申立ての方法について

予定しております当ファンドの投資信託約款の変更に関する異議のある受益者の方は、**書面**に以下の内容をご記入の上、平成 22 年 1 月 4 日 (月) 必着で、封書にて、下記宛ご郵送くださいますようお願いいたします。

(1) 宛先 〒100 - 6432 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
経営戦略企画部 ファンド・ディスクロージャー室 宛

(2) ご記入いただく内容

住所 口座名義人名(署名、届印) 電話番号(日中連絡先) ファンド名 取扱販売会社、取引店名、口座番号、保有口数* 投資信託約款を変更することについて反対する旨 (A)からF)までのどの約款変更に関する反対なのか、またはすべての約款変更に関する反対なのかご記入ください。)
--

* 当ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての販売会社、取引店名、口座番号、保有口数をご記入ください。

(注1) 上記の記入内容に不備等がある場合には、異議のお申立てをお受けできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

(注2) 異議申立てを行った受益者の受益権合計口数の確認のため、取扱販売会社に対して口数等の確認を行います。なお、その際、必要がある場合にはご本人様ご確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

(注3) 取得した個人情報は、当ファンドの約款変更の手續に必要な範囲でのみ使用いたします。

なお、弊社の個人情報保護方針については、<http://www.jpmorganasset.co.jp/policy/privacy.html>に掲載されております。

4. 異議申立てを行った受益者の買取請求手続について

当ファンドの投資信託約款の変更が決定した場合には、当該決定事項に異議申立てを行った受益者は、以下の手続により、取扱販売会社を通じて受託銀行（住友信託銀行株式会社）に対し、自己に帰属する受益権について、信託財産による買取りを請求することができます。また、買取請求の受付は、平成22年1月7日から平成22年1月26日までに受託銀行が受理したものに限りさせていただきますのでご了承ください。なお、異議を申立てた受益者が必ず買取請求手続をしなければならないということではありません。

弊社より異議申立てを行った受益者に対し「買取請求のご案内」を発送
 買取請求必要書類の記入
 取扱販売会社の取引店への買取請求必要書類の預け入れ
 取扱販売会社から受託銀行への買取請求必要書類の送付
 受託銀行での買取請求必要書類の受理および当該信託財産による買取りの実行
 受託銀行からご指定銀行口座への買取代金のお振込み

上記の買取請求手続は、当ファンドの投資信託約款の変更に対して異議申立てを行った受益者が、旧投信法第30条の2の規定に基づいて受託銀行に対して行うものであり、取扱販売会社に対する買取請求とは異なりますのでご注意ください。

買取の価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。本件においては、受託銀行が買取請求必要書類を受理した日に算出される解約価額（基準価額）とさせていただきます。

なお、上記のような諸般の手続が必要となるため、買取代金のお支払いには、通常の解約請求より日数を要する可能性があります。また、買取の報告書の郵送料および振込手数料は、買取請求を行った受益者の負担とし、買取代金の中から差し引かせていただきますので、ご了承ください。

取扱販売会社においては、異議申立期間中も、異議申立ての有無にかかわらず、通常通り、解約の申込みを受付いたします。ただし、上記の買取請求を行った受益権については、解約の申込みを行うことはできなくなりますので、ご注意ください。

当ファンドの投資信託約款の変更についてのお問い合わせは下記へお願いいたします。
 J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
 Tel:03(6736)2350 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

別添：変更の対象となる投資信託約款の変更内容

新	旧
<p style="text-align: center;">運用の基本方針等</p> <p>約款第21条に基づき委託者が別に定める運用の基本方針、および信託約款第46条第3項に基づき委託者が別に定める収益分配方針は、次のとおりとします。</p> <p>（運用の基本方針）</p> <p>1. 基本方針 この投資信託は、この投資信託にかかる信託財産（以下「本信託財産」といいます。）の中長期的な成長を図ることを目的に、積極的な運用を行います。</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 「JFザ・ジャパン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度 主として、マザーファンドの受益証券に投資します。</p> <p>株式以外の資産（他の投資信託（マザーファンドを含みます。以下「他投資信託」といいます。）の受益証券（法令上当該受益証券とみなされる受益権を含みます。以下同じ。）を通じて投資する場合は、他投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、この</p>	<p style="text-align: center;">運用の基本方針</p> <p>約款第21条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。</p> <p>（運用の基本方針）</p> <p>1. 基本方針 このファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的に、積極的な運用を行うものです。</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 わが国の株式を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度 銘柄の選定にあたっては、日本の構造変化の中で利益成長性が高く、株主を重視した経営を行い（経営の質）、かつこれらを市場が織り込んでいない企業に投資を行うことにより、信託財産の中長期的な成長をめざした積極的な運用を行います。</p> <p>株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用が出来ない場合があります。</p>

新	旧
<p>投資信託にかかる投資信託財産の総額（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第6条に定めるものをいいます。）の原則として50%以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、この限りではありません。上記において「他投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託に属するとみなした部分」とは、本信託財産に属する各々の他投資信託の受益証券の時価総額に、各々の他投資信託の信託財産の純資産総額（約款第8条第2項に規定するものをいいます。以下同じ。）に占める全ての株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。</p> <p>信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）および約款第28条に定めるみなし保有外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>株式への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合（約款第28条に基づき算出したものをいいます。）は、本信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>有価証券（金融商品取引法第2条第1項に規定するものに限ります。）についての有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第28条第8項第6号に規定するものをいいます。以下同じ。）は、約款第24条に定める目的で行います。</p> <p>有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に定めるものをいいます。以下同じ。）は、約款第19条の2第1号八に定めるものを、約款第25条に定める目的で行います。</p> <p>(削除)</p> <p>投資信託証券（約款第20条第1項なお書きに規定するものをいい、約款第20条第4項各号に掲げるものを除きます。）への実質投資割合（約款第20条第4項および第5項に基づき算出したものをいいます。）は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引および有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定しません。</p> <p>3. 収益分配方針</p> <p>約款第42条に定める計算期間（以下「計算期間」といいます。）終了後に、以下の方針に基づき分配を行います。</p> <p>分配対象収益の範囲</p> <p>計算期間終了日における、信託約款第46条第1項各号に定める受益者に分配することができる額と、分配準備積立金の合計額とします。</p> <p>分配対象収益についての分配方針</p> <p>委託者は、上記の分配対象収益の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。</p> <p>収益を留保した場合の留保益の運用方針</p> <p>(略)</p> <p>(信託の種類、委託者および受託者)</p> <p>第1条 この信託は、証券投資信託であり、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。</p> <p>この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。</p> <p>(信託事務の委託)</p> <p>第1条の2 受託者は、信託法第28条第1項に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」とい</p>	<p>(新設)</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>株式への投資には、制限を設けません。</p> <p>外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>有価証券先物取引等（約款第24条各項に定める取引をいいます。以下同じ。）は、約款第24条の範囲で行います。</p> <p>スワップ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「旧投信法施行規則」といいます。）第4条第5号に規定するものをいいます。以下同じ。）は、約款第25条の範囲で行います。</p> <p>金利先渡取引および為替先渡取引（旧投信法施行規則第4条第1号および第2号に規定するものをいいます。以下同じ。）は約款第26条の範囲で行います。</p> <p>投資信託証券（約款第20条第1項なお書きに規定するものをいいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>デリバティブ取引（有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引をいいます。）の利用はヘッジ目的に限定しません。</p> <p>3. 収益分配方針</p> <p>毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。</p> <p>分配対象収益の範囲</p> <p>繰越分を含めた利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>分配対象収益についての分配方針</p> <p>委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。</p> <p>留保益の運用方針</p> <p>(略)</p> <p>(委託者および受託者)</p> <p>第1条 この信託は、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。</p> <p>この信託は、信託財産に属する財産についての對抗要件に関する事項を除き、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）による改正前の信託法（大正11年法律第62号）（以下「旧信託法」といいます。）の適用を受けます。</p> <p>(信託事務の委託)</p> <p>第1条の2 受託者は、旧信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」とい</p>

新	旧
<p>ます。)第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(兼営法第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。</p> <p>前項における受託者の利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとし、</p> <p>(信託金の限度額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>— 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。</p> <p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>委託者は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「<u>社振法</u>」)と<u>いいます。</u>)に定めるところにしたがい、<u>受託者と協議のうえ、</u>一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</p> <p>(追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法)</p> <p>第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。</p> <p>(略)</p> <p>(受益権の帰属と受益証券の不発行)</p> <p>第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)</p> <p>~ (略)</p> <p>(受益権の取得申込単位および価額ならびに手数料)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>~ (略)</p> <p>委託者は、<u>有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(予測不可能な事態等)が起きた場合を含みます。</u>)により、取得申込日における基準価額の計算が不能となった場合、<u>計算された取得申込日における基準価額の正確性に合理的な疑いがあると委託者が判断した場合など、基準価額が確定できない事情(以下「基準価額未定の事情」といいます。)</u>があるときには、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関に、<u>第1項による受益権の取得の申込を中止させることができます。</u>受益権の取得の申込が中止された場合には、<u>受益者は当該中止以前に行った当日の受益権の取得の申込を撤回できます。</u>ただし、<u>受益者がその受益権の取得の申込を撤回しない場合には、基準価額未定の事情が解消した後に最初に基準価額が計算された日を取得申込日とみなして、第1項にしたがいます。</u></p> <p>(投資の対象とする資産の種類)</p> <p>第19条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次の各号に掲げるものとします。</p> <p>1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。)</p>	<p>います。)第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(兼営法にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。</p> <p>前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとし、</p> <p>(信託金の限度額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。</p> <p>— 委託者は、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、第1項の限度額を変更することができます。</p> <p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>委託者は、<u>受益権の再分割を行いません。</u>ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、<u>受託者と合意のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、</u></p> <p>(追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法)</p> <p>第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。</p> <p>(略)</p> <p>(受益権の帰属と受益証券の不発行)</p> <p>第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、<u>社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)</u>の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)</p> <p>~ (略)</p> <p>(受益権の取得申込単位および価額および手数料)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>~ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>イ．有価証券 <u>ロ．有価証券（金融商品取引法第2条第1項に規定するものに限り、）についての有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第28条第8項第6号に規定するものをいい、）にかかる権利</u> 八．有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に定めるものをいい、次に掲げるものを対象とした取引に限り、以下同じ。）にかかる権利 <u>(1)金融商品（金融商品取引法第2条第24項に定めるものをいい、ただし有価証券を除きます。以下同じ。)</u> <u>(2)金融商品の価格または金融商品（通貨を除きます。）の利率等（金融商品取引法第2条第21項第4号に定めるものをいい、）</u> 二．約束手形（上記イに該当するものを除きます。） ホ．金銭債権（上記イ、ロ、八または二に該当するものを除き、外国為替の売買の予約にかかるものを含まず。）</p> <p>2．為替手形 （運用の指図範囲等） 第20条 委託者は、信託金を、前条の資産のうち、主として「JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とする信託契約に基づき設定された親投資信託である、「JFザ・ジャパン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券に投資することを指図します。</p> <p>1．～12．（略） 13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、法令により当該受益証券とみなされる受益権を含みます。ただし、マザーファンドの受益証券を除きます。） 14．～21．（略） （略） 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象により運用することを指図することができます。</p> <p>1．預金 （削除）</p> <p>2．コール・ローン 3．手形割引市場において売買される手形 4．金銭債権（前項に掲げる有価証券または前各号もしくはは次号に掲げるもののいずれかに該当するものを除きます。） 5．金融商品取引法第2条第2項各号に規定する有価証券 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を主として前項各号（第5号を除きます。）に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。 委託者は、信託財産に属するすべての投資信託証券（次の各号に掲げるものを除きます。）の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属するすべての投資信託証券（次の各号に掲げるものを除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>1．取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいい、以下同じ。）に上場され、かつ当該市場を通じて常時売却可能（市場急変等の特別な事情により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なもので、実際に当該市場を通じて取得したもの</p>	<p>（運用の指図範囲等） 第20条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下本項において同じ。）に投資することを指図します。</p> <p>1．～12．（略） 13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、） 14．～21．（略） （略） 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。</p> <p>1．預金 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。） 3．コール・ローン 4．手形割引市場において売買される手形 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。</p> <p>委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。</p>

新	旧
<p>2. 外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定するものをいいます。以下同じ。）または外国の店頭市場に上場または登録され、かつ当該市場を通じて常時売却可能（市場急変等の特別な事情により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なもので、実際に当該市場を通じて取得したものの前項において「信託財産に属するとみなした額」とは、<u>信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるすべての投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</u></p> <p>（利害関係人等との取引） 第20条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法（兼営法第2条第1項にて準用する場合を含みます。以下本条および第32条において同じ。）<u>、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）</u>、受託者の利害関係人、第32条第1項に定める信託業務の委託先もしくはその利害関係人、または受託者における他の信託財産との間で、<u>第19条の2ならびに前条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。</u></p> <p><u>受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。また、受託者の利害関係人がその利害関係人の計算で行う場合も同様とします。</u></p> <p><u>委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、その親法人等もしくは子法人等（金融商品取引法第31条の4第3項もしくは第4項に規定する親法人等もしくは子法人等をいいます。）</u>、または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、<u>前2条に掲げる資産への投資を行うことの指図をすることができます。受託者は、委託者の指図により、当該投資を行うことができます。</u></p> <p><u>第1項および前項の取扱いは、第23条から第25条まで、第27条、第30条、および第37条から第39条までにおける委託者の指図による取引その他これらに類する行為についても同様とします。</u></p> <p><u>前各項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。</u></p> <p>（投資する株式等の範囲） 第22条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場または外国金融商品市場に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、<u>ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。</u></p> <p>（略） （信用取引の指図範囲） 第23条（略） （略） 1.～4.（略） 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求または転換社債型新株予約権付社債の新株予約権により取得可能</p>	<p>（新設）</p> <p>（受託者の自己または利害関係人等との取引） 第20条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法（兼営法にて準用する場合を含みます。以下本条および第32条において同じ。）<u>、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者、受託者の利害関係人、第32条第1項に定める信託業務の委託先もしくはその利害関係人、または受託者における他の信託財産との間で、前条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p><u>前項の取扱いは、第23条から第27条まで、第30条、および第37条から第39条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（投資する株式等の範囲） 第22条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、<u>取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。）または外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定するものをいいます。以下同じ。）</u>に上場されている株式の発行会社の発行するもの、<u>取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの</u>とし、<u>ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。</u></p> <p>（略） （信用取引の指図範囲） 第23条（略） （略） 1.～4.（略） 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求または転換社債型新株予約権付社債の新株予約権により取得可能</p>

新	旧
<p>な株券。「転換社債型新株予約権付社債」とは、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、または会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。</p>	<p>な株券。「転換社債型新株予約権付社債」とは、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、または会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。(以下同じ。)</p>
<p>6.(略) 委託者は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れることの指図をすることができるものとします。</p>	<p>6.(略) (新設)</p>
<p>(有価証券関連デリバティブ取引の運用指図・目的) 第24条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券(金融商品取引法第2条第1項に規定するものに限ります。)についての有価証券関連デリバティブ取引を行うことの指図をすることができます。</p>	<p>(先物取引等の運用指図・目的・範囲) 第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引(金融商品取引法施行前の旧証券取引法(以下「旧証券取引法」といいます。))第2条第20項に定める有価証券先物取引をいいます。)、有価証券指数等先物取引(旧証券取引法第2条第21項に定める有価証券指数等先物取引をいいます。))および有価証券オプション取引(旧証券取引法第2条第22項に定める有価証券オプション取引をいいます。))ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。))。</p>
<p>(削除)</p>	<p>1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。))の時価総額の範囲内とします。 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第20条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額の範囲内とします。</p>
<p>(削除)</p>	<p>委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。 1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。(以下同じ。))の時価総額の範囲内とします。 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。</p>
<p>(削除)</p>	<p>委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。 1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第20条第2項各号に掲げる投資対象で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。))の時</p>

新	旧
<p>(有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引の運用指図・目的)</p> <p>第25条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動もしくは為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引を行うことの指図をすることができます。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲)</p> <p>第26条 (削除)</p>	<p>価総額の範囲内とします。</p> <p>2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第20条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額(以下本号において「余資投資対象運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建公社債および組入外国貨付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が余資投資対象運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。</p> <p>(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)</p> <p>第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびにその価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引(金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(以下「旧投信法施行規則」といいます。以下同じ。))第4条第5号に規定するものをいいます。以下同じ。)を行うことの指図をすることができます。</p> <p>スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p> <p>スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。</p> <p>委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。</p> <p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲)</p> <p>第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびにその価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引(旧投信法施行規則第4条第1号および第2号に規定するものをいいます。以下同じ。)を行うことの指図をすることができます。</p> <p>金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p> <p>金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引または為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。</p> <p>委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うに</p>

新	旧
<p>(外貨建資産への投資制限)</p> <p>第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とみなし保有外貨建資産(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。有価証券の値上り等により100分の20を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。</p> <p>(外国為替予約の指図)</p> <p>第30条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とみなし保有外貨建資産との合計額について、当該外貨建資産およびみなし保有外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約にかかる取引(金融商品取引法第2条第20項に定めるデリバティブ取引を除きます。)を行うことの指図をすることができます。</p> <p>(信託業務の委託)</p> <p>第32条(略)</p> <p>(略)</p> <p>前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務または行為を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。</p> <p>1.~4.(略)</p> <p>(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)</p> <p>第37条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。</p> <p>(再投資の指図)</p> <p>第38条 委託者は、前条の規定による一部解約金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等の利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。</p> <p>(信託財産に関する報告等)</p> <p>第43条 受託者は、前条に規定する計算期間(以下単に「計算期間」といいます。)の終了日に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。</p> <p>(略)</p> <p>受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。</p> <p>受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。</p> <p>(信託報酬等の総額)</p> <p>第45条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に年1万分の170の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>~(略)</p> <p>(利益の処理方法)</p> <p>第46条 信託財産から生ずる毎計算期間末における利益は、次の方法により処理します。</p> <p>1.配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。))と、マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))との合計額から、諸経費、前条第1項に規定する信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金</p>	<p>あたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。</p> <p>(外貨建資産への投資制限)</p> <p>第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の20を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。</p> <p>(外国為替予約の指図)</p> <p>第30条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。</p> <p>(信託業務の委託)</p> <p>第32条(略)</p> <p>(略)</p> <p>前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務または行為(それぞれ裁量性のないものに限ります。))を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。</p> <p>1.~4.(略)</p> <p>(有価証券の売却等の指図)</p> <p>第37条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。</p> <p>(再投資の指図)</p> <p>第38条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等の利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。</p> <p>(信託財産に関する報告)</p> <p>第43条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(信託報酬等の総額)</p> <p>第45条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1万分の170の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>~(略)</p> <p>(利益の処理方法)</p> <p>第46条 信託財産から生ずる毎計算期間末における利益は、次の方法により処理します。</p> <p>1.配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。))は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。</p>

新	旧
<p>額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。</p> <p>2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、前条第1項に規定する信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。</p> <p>前項第1号における「みなし配当等収益」とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に対する信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</p> <p>委託者は、毎計算期間末において、別に定める収益分配方針にしたがって、第1項各号に定める受益者に分配することができる額と、分配準備積立金の合計額から収益の分配を行うことができます。分配を行わない額については、次計算期間以降の分配にあてるため分配準備積立金として積み立てます。</p> <p>毎計算期間末において、信託財産につき生じた損失は、次計算期間に繰り越します。</p> <p>（一部解約） 第51条（略） ～（略） 委託者は、信託契約の一部を解約することにより信託財産の受益権の総口数が20億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意の上、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託を終了させることができます。この場合、第52条の規定にしたがいます。</p> <p>（信託契約の解約） 第52条（略） 委託者は、前項の場合において、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合委託者は、あらかじめ書面決議の日、信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</p> <p>前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。</p> <p>第2項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。</p> <p>第2項から前項までの規定は、第1項において委託者がこの信託契約の解約をしようとする場合において、当該解約につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。</p> <p>（削除）</p> <p>（委託者の登録取消等に伴う取扱い） 第54条（略） 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第57条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。</p> <p>（受託者の辞任および解任に伴う取扱い） 第56条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、</p>	<p>2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。</p> <p>（一部解約） 第51条（略） ～（略） 委託者は、信託契約の一部を解約することにより信託財産の受益権の総口数が20億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意の上、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託を終了させることができます。この場合、次条の規定にしたがいます。</p> <p>（信託契約の解約） 第52条（略） 委託者は、前項の場合において、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対し交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告しません。</p> <p>前項の公告および書面には、受益者の異議のある者は一定の期間内に委託者に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。</p> <p>前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。</p> <p>委託者は、前項に基づきこの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告しません。</p> <p>第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。</p> <p>（委託者の登録取消等に伴う取扱い） 第54条（略） 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第57条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。</p> <p>（受託者の辞任および解任に伴う取扱い） 第56条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判</p>

新	旧
<p>委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、<u>次条の規定にしたがうとともに、新受託者を選任します。なお、受益者は、本項による場合を除き、受託者を解任することはできないもの</u>とします。</p> <p>(略)</p> <p>(信託約款の変更等)</p> <p>第57条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし</p> <p>ます。</p> <p>委託者は、前項の場合（この信託約款の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）において、書面決議を行います。この場合委託者は、あらかじめ書面決議の日、重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</p> <p>前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。</p> <p>第2項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。</p> <p>書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。</p> <p>第2項から前項までの規定は、第1項において委託者が重大な約款の変更等を行う場合において、当該重大な約款の変更等につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。</p> <p>前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合であつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。</p> <p>(反対者の買取請求権)</p> <p>第57条の2 第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第52条第2項または前条第2項に規定する書面に付記します。</p> <p>(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)</p> <p>第57条の3 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 他の受益者の氏名または名称および住所 2. 他の受益者が有する受益権の内容 	<p>所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、<u>第57条の規定にしたがい、新受託者を選任します。</u></p> <p>(略)</p> <p>(信託約款の変更)</p> <p>第57条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。</p> <p>委託者は、前項の変更のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>前項の公告および書面には、受益者の異議のある者は一定の期間内に委託者に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。</p> <p>前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。</p> <p>委託者は、前項に基づきこの信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告しません。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(反対者の買取請求権)</p> <p>第57条の2 第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第52条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。</p> <p>(新設)</p>